

## 福島県いわき市立豊間中学校同窓会 会則

- 第1条 本会は、福島県いわき市立豊間中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、福島県いわき市立豊間中学校内におく。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展、後援につとめる。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、学校教育振興の援護を行う。
- 第5条 事業の実施状況や報告は、回覧板及び豊間中学校ホームページ等により、会員に公開する。
- 第6条 本会の会員を次の通り定める。本校の卒業生は、同窓会入会式をもって、原則として全員が入会し正会員となるが、特に申し入れがあった場合入会を見合わせることもできる。
- 1 正会員 本校卒業生                      2 特別会員 本校の新旧職員
- 第7条 本会に次の役員をおく。任期は3年とする。但し、再選はこの限りではない。
- 1 会長1名      2 副会長2名                      3 庶務・会計2名
- 4 監査1名      5 顧問1名
- 第8条 役員を選出は次のとおりとする。会員への周知は第5条による。
- 1 会長は、豊間中PTA会長の経験者を充て、役員会において選出し、会員に周知する。
- 2 副会長は、現豊間中PTA会長並びに現豊間中校長を充て、役員会で選出し、会員に周知する。
- 3 庶務・会計は、現豊間中教頭並びに現豊間中事務職員を充て、会長が委嘱し、会員に周知する。
- 4 監査は、前代豊間中PTA会長を充て、会長が委嘱する。
- 5 顧問は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を管理する。各会合を招集し、議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 庶務は、事務一般を掌理し、各会合の通知及び司会、記録の整理・補完、会員への情報提供を行う。会計は、会計簿の整理・保管を行う。
- 4 監査は、会計簿及び通帳の監査を行う。
- 5 顧問は、本会の運営全般への助言をする。
- 第10条 本会の事業については、役員会で協議・議決する。役員会は、会長、副会長、庶務・会計、顧問が参加する。事業の実施状況や報告等は、第5条による。
- 第11条 本会の経費は、入会金及び寄付金をもって充てる。入会金は300円とし、卒業の際に納入する。寄付金は、会員の篤志による。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 第13条 本会に次の諸表簿をおく。
- 1 役員名簿      2 議事録                      3 会計簿
- 第14条 本会の規約改正は役員会が発議し、第5条により会員に周知する。特に異議・意見が寄せられた場合には役員会で協議し、その内容を提供し理解を得る。

昭和27年2月9日 承認

昭和55年9月25日 一部改正

昭和57年4月15日 一部改正

令和3年2月16日 一部改正